

処分決定に対する不服申立に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人全日本野球協会（以下「本協会」という）が行ったあらゆる処分決定に対する不服申立について、その手続を定めることを目的とする。

(手続における通信手段)

第2条 この規則の定めに従い書面の提出を必要とする場合には、書面（原本）に代えて、ファックス、電子メール等の通信手段によることができる。この場合、本協会事務局は、当該当事者に対して、必要に応じてファックスや電子メールと同一内容の書面（原本）の提出を求めることができる。

(規則の解釈)

第3条 この規則の解釈につき疑義が生じたときは、本協会の解釈に従うものとする。

(代理および補佐)

第4条 当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。

2 本協会は、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

3 前項の代理人または補佐人の適正に関する判断に対し、独立した不服申立はできない。

(審査に関する事務)

第5条 この規則による審査に関する事務は、本協会事務局が行う。

(免責)

第6条 本協会の役員、審査員および事務局員は、故意または重過失による場合を除き、注意・処分等の手続に関する作為または不作為について、何人に対しても責任を負わない。

第2章 本協会に対する不服申立に関する審査・決定

(不服申立)

第7条 処分決定を受け、不利益を受けた者（未成年者の場合にはその法定代理人）は、本協会に対して、不服申立をすることができる。ただし、本条の規定は、本協会に対する不服申立を行わずに公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申

立をすることを妨げない。（不服申立書の提出）

第8条 本協会に不服申立をする者（以下「申立人」という。）は、理由を付して、本協会に不服申立書を提出しなければならない。

2 不服申立は、申立人が本協会の処分決定の通告を受けた日から、6か月以内に行わなければならない。

（処分決定に対する不服申立の審査）

第9条 本協会に不服申立書が提出された場合、本協会は、審査を行う。当該審査は、本協会が定める「処分決定に対する不服申立に関する規則」に従って行う。なお、不服申立の審査にあたっては処分対象者の聴聞の機会を設けるものとする。

（不服申立に対する決定の通知・通告）

第10条 本協会に対する不服申立に対する決定について、本協会は速やかに申立人に対して、書面にて通知・通告する。またその通知・通告の書面には、次条に定めるところにより公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨、明記することとする。

第3章 日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立

（日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁の申立）

第11条 処分決定またはこの規則に基づき本協会が下した不服申立に対する決定に対して不服がある場合には、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁の申立をすることができる。

2 日本スポーツ仲裁機構における仲裁申立については、スポーツ仲裁規則に従う。

第4章 本規則の改正手続

（本規則の改正手続）

第12条 本規則を改正するには、あらかじめ、コンプライアンス委員会の意見を求めなければならない。

（施行日）

第13条 本規則は2019年4月1日から施行する。

〔改正〕

2022年3月14日

〔改正〕

2025年10月30日（第7条から第11条）